

※ この報告書に記載した金額等を後から訂正する場合は、修正液等ではなく、抹消線(=)を引いて  
 空白に正しいものを記載し、抹消線の上に会計責任者の訂正印を押して訂正すること(以下、同じ)。

収入支の状況

1. 収入の総括表 (その2)  
 前年の収支報告書の「翌年への繰越額」を記載すること。

収入	総括表については ①+②……A	37,632,000
(前年からの繰越額)		3,704,000
(本年の収入額)	②	33,928,000
支出	①……A - B (内訳は61ページを参照) ②	26,584,000
翌年への繰越額		11,048,000

※ (法人その他の団体が負担する党費又は会費は「寄附」の欄に記載すること。)

2. 収入項目別金額の内訳	金額	員数
(1) 個人の負担する党費又は会費	1,850,000	200
寄附	金額	員数
(2) 寄附	9,450,000	
(7) 個人からの寄附	1,700,000	
(うち特定寄附)		
(4) 法人その他の団体からの寄附		
(3) 政治団体からの寄附		
小計 (7)+(4)-(6)	13,250,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	1,230,000	
イ 政党 党 名 寄 附		
合計 (7+1)	13,250,000	

※ 合計額のうち「あつせんに係る寄附」の金額を内書きすること。(注) 政党又は政治資金団体(資金管理団体ではありません。)、が、法人その他の団体からの寄附又は政党国会各寄附を受けることができます。

年中に指定(適用)され、その後12月31日までに指定(適用)されていた場合は、指定(適用)された日から12月31日まで、というように記載してください。  
 1月1日から12月31日までに通年指定(適用)されていた場合は記載する必要はありません。

(その2) 収支の状況

① 前年からの繰越額

前年の収支報告書を確認してください。新たに政治団体を設立して、初めて収支報告書を提出する場合は、「0」を記載してください。

② 本年の収入額

③ 支出総額  
 「2.収入項目別金額の内訳」の(1)~(6)の合計額です。

(その13)の合計額と一致します。

④ 個人の負担する党費又は会費

それぞれの団体の規約等で定められている党費・会費であり、集会や行事で臨時に集められたものは「(その3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入」または、「(その7) 寄附」になります。納入者は1年間の実人員です。

⑤ 寄附

個人、法人その他の団体、政治団体ごとの(その7)(54~55ページ参照)の合計額です。個人からの寄附の「うち特定寄附」とは、政治家自身が、政党から政治活動のための寄附を受けた場合に、その政治家が指定した資金管理団体への寄附をしたものです。「寄附のうち寄附のあつせんによるもの」は、(その8)(56ページ参照)の合計額です。